

吸収合併に係る事前開示書面  
【吸収合併存続会社】

2024年2月13日

株式会社アマダ

代表取締役社長執行役員 山梨 貴昭

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社アマダウエルドテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（効力発生日：2024年4月1日）（以下「本合併」といいます。）に関して、会社法794条1項及び会社法施行規則191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法794条1項）

添付(1)の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則191条1号）

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項（同規則191条2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項（同規則191条3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

最終事業年度に係る吸収合併消滅会社である株式会社アマダウエルドテックの計算書類等は、添付(2)のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項（同規則191条5号）

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号イ）

【自己株式の取得及び消却】

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法165条3項の規定により読み替えて適用

される同法 156 条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法 178 条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

純資産の増加を抑制し資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行により株主還元  
の充実を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| ② 取得し得る株式の総数 | 18,000,000 株 (上限)<br>(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 5.2%) |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 200 億円 (上限)                                      |
| ④ 取得期間       | 2023 年 6 月 1 日～2024 年 3 月 31 日                   |
| ⑤ 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                  |

(3) 消却に係る事項の内容

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式                                   |
| ② 消却する株式の総数 | 18,000,000 株<br>(消却前の発行済株式総数に対する割合 5.0%) |
| ③ 消却予定日     | 2024 年 3 月 31 日                          |

6. 合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(同規則 191 条 6 号)

今後、本合併の効力発生日までに予測される当社及び株式会社アマダウエルドテックの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。加えて、本合併の効力発生日以後、当社が負担する債務の履行に支障を来すような事態は現在のところ想定されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、当社が負担する債務につき履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合 (同規則 191 条 7 号)

事前開示開始日後効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合には、当該変更後の事項を直ちに開示いたします。

【添付書類】

- (1) 合併契約書
- (2) 最終事業年度に係る株式会社アマダウエルドテックの計算書類等 (2023 年 3 月期)

以 上



# 合併契約書



株式会社アマダ

株式会社アマダウエルドテック



## 合併契約書

株式会社アマダ（以下「甲」という）と株式会社アマダウエルドテック（以下「乙」という）は、レーザ及び溶接事業の一体化により、新領域の拡大並びに経営基盤、事業競争力の強化を進めることを目的として合併することに合意し、次のとおり合併契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ）をもって、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社アマダ

住所：神奈川県伊勢原市石田 200

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社アマダウエルドテック

住所：神奈川県伊勢原市石田 200

### 第2条（商号）

甲は、本効力発生日後も下記商号を維持する。

株式会社アマダ

### 第3条（合併対価等）

甲乙の合併の対価は、無対価とする。本効力発生日において、甲が乙の発行済株式の全部を保有していることから、本合併によって株主に対して株式その他金銭等の交付は行わない。

### 第4条（合併により増加すべき資本金等）

本合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は0円とする。

### 第5条（簡易合併及び略式合併）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議によらず本契約を承認するも

のとする。乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の決議によらず本契約を承認するものとする。

#### 第6条 (効力発生日)

本合併の効力発生日(以下「本効力発生日」という)は、令和6年4月1日とする。但し、本合併の手續の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ財産の管理・運営にあたるものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす恐れのある行為については、予め甲乙が事前に協議し、甲乙合意の上これを行なう。

#### 第8条 (従業員の承継及び処遇)

甲は、本効力発生日において、同日現在在席する乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用する。

2 乙の従業員のその他の取扱いについては甲乙協議の上、決定する。

#### 第9条 (合併条件の変更および解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間に、天変地異その他不可抗力の事由が生じ重大な影響が生じたとき、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、本契約の解釈に疑義が生じた事項及び合併に関して必要となるその他事項については、甲乙誠実に協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

令和5年11月9日

神奈川県伊勢原市石田 200

甲 株式会社アマダ

代表取締役社長執行役員 山梨 貴昭



神奈川県伊勢原市石田 200

乙 株式会社アマダウエルドテック

代表取締役社長 辻岡 寿康



第 52 期

事 業 報 告

2022 年 4 月 1 日から  
2023 年 3 月 31 日まで

株式会社アマダウエルドテック

代表取締役社長 辻岡寿康



# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、継続的なエネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱による部材不足の影響などから、先行き不透明感による設備投資マインドの低下による景気減速が懸念されました。しかし、地政学リスクに対するサプライチェーン再構築や社会課題などへの対応を背景に生産性向上、自動化に関する設備投資需要が底堅く推移しました。

このような経済環境の中、当社は抵抗溶接機器、レーザ溶接機器、システム製品を中心に精力的な営業活動を行ってまいりました。半導体不足をはじめとするサプライチェーンの滞りが生産活動に一時的な影響を及ぼしましたが、前期比増収増益となりました。

当事業年度の業績は売上高 103 億 99 百万円(前期比 111.9%)、営業利益 24 億 47 百万円(前期比 149.4%)、経常利益 40 億 89 百万円(前期比 168.8%)、当期純利益 32 億 63 百万円(前期比 170.5%)となりました。

#### ②設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は 1 億 26 百万円であり、その主なものは、チラークーラー14 百万円、測定機器 13 百万、保守機 17 百万円であります。

#### ③資金調達の状況

当事業年度において、借入金はゼロとなっております。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第49期 2020年3月期	第50期 2021年3月期	第51期 2022年3月期	第52期 (当事業年度) 2023年3月期
売 上 高 (千円)	9,598,857	7,758,000	9,291,794	10,399,331
経 常 利 益 (千円)	2,072,488	2,254,281	2,422,152	4,089,802
当 期 純 利 益 (千円)	1,718,777	1,980,046	1,914,076	3,263,070
1株当たり当期純利益 (円)	171,877,716.00	198,004,600.00	191,407,620.40	326,307,038.70
総 資 産 (千円)	12,350,082	12,594,399	14,070,809	15,633,503
純 資 産 (千円)	10,140,381	10,117,969	10,932,424	12,150,117
1株当たり純資産額 (円)	1,014,038,158.00	1,011,796,903.90	1,093,242,426.40	1,215,011,732.90

(注) 1株当たり純資産額は、期末純資産額を期末におけるA種種類株式数10株で除して計算しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

当社の親会社は株式会社アマダで、同社は当社のA種種類株式 10 株(議決権比率 100%)



を保有しております。

当社は、親会社に経営管理指導料を支払っております。また、親会社が運用するキャッシュ・マネジメント・システムを活用し、安定的な資金調達を図っております。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アマダワールドテック韓国	30億韓ウォン	100.0%	産業用電気機器の製造 販売サービス
天田焊接技術(上海)有限公司	300千米ドル	100.0%	産業用電気機器の販売 サービス
天田焊接製造(上海)有限公司	4,100千米ドル	100.0%	産業用電気機器の製造 販売サービス
天田台湾焊接科技股份有限公司	15百万台湾ドル	100.0%	産業用電気機器の販売 サービス
アマダワールドテックアメリカ	4千米ドル	100.0%	産業用電気機器の製造 販売サービス
アマダワールドテックドイツ	352千ユーロ	100.0% (29.0%)	産業用電気機器の製造 販売サービス
アマダワールドテックオランダ	11千ユーロ	100.0% (100.0%)	産業用電気機器の製造 販売サービス
アマダワールドテックハンガリー	3,000千洪フォリント	100.0% (100.0%)	産業用電気機器の販売 サービス
アマダワールドテックインド	24百万ルピー	100.0% (0.1%)	産業用電気機器の販売 サービス

注) 1. 「当社の出資比率」の( )内は、間接所有であります。

2. 上記の重要な子会社については、実質支配力基準に基づき記載しております。

## (4) 対処すべき課題

当社は、下記の5つの項目を重要な経営課題ととらえ、対処することといたします。

### ① 生産管理の改革

BOM(部品表)のセット登録を可能にし、在庫及び納期確認工数を削減する。また、登録機種の見直しを実施し、5年以内の販売台数が一桁の製品は登録を抹消する。

### ② システム拡販

FY23のシステム販売契約目標を16億60百万円(外部のみ)とする。このため、差別化となる周辺機器を完成させ、また、特販部隊の活動を強化してターゲットとしている顧客への浸透を高め、新規顧客開拓、及び成長業界への進入を図る。

### ③ エンジニアリング活動の連携強化

国内外のプレサービスとシステムエンジニア、システムエンジニアとアフターサービス、そしてアマダグループとの連携を強化する。

### ④ MML-400Aを6月に完成させてフェーズ2へセットアップし、GWM-Kのオリジナル化を行い、CL-E100Aの機能をアップさせる。

### ⑤ 工数削減

YAGレーザ機器、抵抗溶接機器、レーザ加工機器の製造工数を30%削減し、FLレーザ機器、光学系機器の製造工数を20%削減し、コストを見据えた附属品の排除及びケーブル類の標準化を行う。

## (5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社は、レーザ機器(レーザ溶接装置、レーザ加工機)、抵抗溶接機器及びシステムなど産業用電気機器の開発、製造、販売並びにサービスを行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

本社（本店）	神奈川県伊勢原市
事業所（工場）	千葉県野田市
営業所	東北営業所（宮城県富谷市）、北関東営業所（千葉県野田市）、南関東営業所（神奈川県伊勢原市）、中部営業所（愛知県名古屋市）、関西営業所（大阪府大阪市）

(7) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
243名	19名減	43.1歳	14.5年

- (注) 1. 他社への出向者および非正規従業員は、従業員数に含まれておりません。  
2. 他社からの出向者は、従業員数に含まれております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
- |        |             |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 39,999,900株 |
| A種種類株式 | 100株        |
- (2) 発行済株式の総数
- |        |     |
|--------|-----|
| 普通株式   | 0株  |
| A種種類株式 | 10株 |
- (3) 株主数
- |        |    |
|--------|----|
| 普通株式   | 0名 |
| A種種類株式 | 1名 |

(4) 大株主

株主名	持株数（A種種類株式）	持株比率
株式会社アマダ	10株	100.00%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡本 満夫	株式会社アマダ 名誉相談役
代表取締役社長	辻岡 寿康	
取締役執行役員	藤本 隆	経営企画室・ICT 企画室・経営管理部担当 アマダウエルドテック韓国代表理事
監査役	三輪 和彦	株式会社アマダ 取締役常務執行役員

(注) 2023年3月31日付、藤本隆氏の取締役辞任、2023年5月31日付、岡本満夫氏の代表取締役辞任に伴い、2023年5月31日付臨時株主総会の決議により、次の体制となっております。

代表取締役会長 磯部任

代表取締役社長 辻岡寿康

監査役 三輪和彦

#### (2) 取締役を兼任しない執行役員の氏名、地位及び担当等

該当事項はありません。

#### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び支給人数

区分	支給対象のべ人数	報酬等の額
取締役	2名	47,808千円
監査役	1名	—千円
合計	2名	47,808千円

(注) 1. 報酬額等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 8,700千円および役員退職慰労引当金繰入額 4,008千円が含まれております。

2. 上記の他、前事業年度に係る役員賞与引当金（夏季賞与）差額 550千円を支給しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,700 千円

(注) 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、以下のとおり基本方針を決定しております。

#### ①当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、アマダグループにおけるコンプライアンスの基本方針に基づき、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことにより、コンプライアンス体制を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを当社グループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社グループの内部監査部門が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

##### i) アマダグループ共通規範

業務の遂行にあたり、法令、定款の遵守を常に意識するよう「アマダグループ経営理念」及び「アマダグループ行動規範」の周知徹底を図る。

##### ii) アマダグループ内部統制委員会

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

#### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、経営会議、専門委員会等重要な会議の議事録並びに、その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規程・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) アマダグループ内部統制委員会は、不正行為及びコンプライアンス（法令・社内規程遵守）関連のリスク情報についての一元管理並びに、緊急事態の発生を漏れなく報告させる目的にて、「不正行為及びリスク情報」に関する調査・解明・伝達ルートの規程を定め当社グループ各社に周知する。
- ii) 当社は、緊急事態が発生した場合、直ちに社長及び監査役に報告の上、緊急対応会議を招集し、解決を図る体制を構築し、その内容をアマダグループ内部統制委員会に報告する。
- iii) 個々のリスク管理については、それぞれのリスクを担当する役員又は部門の長を委員として選任し、各種専門委員会・会議体において審議し、各種のリスクに対応する。
- iv) これらのリスク管理体制の構築、運用状況については、アマダグループ内部監査部門が当社グループの各社の内部監査を実施する。

### ④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 経営会議は、経営に関する一定の重要な事項について決定し、職務執行の監督を行う。
- ii) 業務執行機能の充実を図るため執行役員制度を採用する。社長は経営方針等を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を経営会議、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。

### ⑤当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループは、「アマダグループ経営理念」、「アマダグループ行動規範」をグループ全体の基本原則とする。
- ii) 当社グループは子会社を含む経営上の重要事項については、経営会議で審議し、アマダグループの「国内関係会社職務権限規程」に基づき、親会社に報告又は決裁を受けるとともに、子会社から事業計画等に関する報告を定期的に受け、子会社の業務の適正性を確認する。
- iii) 当社グループ会社の管理については、アマダグループの「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- iv) 各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等についての監査は、アマダグループ内部監査部門が実施し、監視と業務改善の助言を受けるとともに、その結果を社長及びアマダグループ内部統制委員会に報告する。

### ⑥当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 当社の監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人の人事は、代表取締役と監査役が協議の上決定する。
- ii) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、同使用人の任命及び異動は監査役の同

意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

**⑦当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- i) 当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人(以下「役員・使用人」という。)は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・使用人は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ii) 当社グループの役員・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

**⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、当社の監査役の監査計画に応じてあらかじめ予算化し、調査を含む監査上の理由で緊急又は臨時に支出した費用について前払い又は事後に償還するものとする。

**⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- i) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。
- ii) 当社の監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。

**(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し、経営会議並びに親会社である株式会社アマダにその内容を報告しております。

確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

第 52 期

計 算 書 類

2022 年 4 月 1 日から  
2023 年 3 月 31 日まで

株式会社アマダウエルドテック

代表取締役社長 辻岡寿康



会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類は以下のとおりです。

2023 年 5 月 25 日

株式会社アマダウエルドテック

代表取締役会長  
代表取締役社長

岡本満夫  
辻岡寿康



# 目 次

貸 借 対 照 表	.....	1
損 益 計 算 書	.....	2
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	.....	3
個 別 注 記 表	.....	4

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,318,324</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,456,086</b>
現金及び預金	556,090	電子記録債務	1,320,115
受取手形	147,658	買掛金	871,607
電子記録債権	832,946	未払金	217,291
売掛金	2,405,317	未払費用	50,236
製品	1,059,482	未払法人税等	603,007
仕掛品	457,213	契約負債	7,101
原材料及び貯蔵品	1,249,528	預り金	8,828
前払費用	48,919	製品保証引当金	92,860
未収入金	434,291	賞与引当金	231,722
未収消費税等	69,203	その他	53,315
関係会社預け金	3,059,046	<b>固 定 負 債</b>	<b>27,300</b>
その他	5,315	役員退職慰労引当金	27,300
貸倒引当金	△ 6,690		
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,315,179</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,495,497</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,483,386</b>
建物	349,790	<b>純 資 産 の 部</b>	
構築物	12,984	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,147,058</b>
機械及び装置	7,317	資本金	1,606,113
車両運搬具	192	資本剰余金	3,626,860
工具、器具及び備品	325,898	資本準備金	3,626,860
土地	780,325	利益剰余金	6,914,085
建設仮勘定	18,986	利益準備金	74,310
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>202,301</b>	その他利益剰余金	6,839,775
借地権	130,712	研究開発積立金	200,000
ソフトウェア	44,419	海外投資積立金	406,000
その他	27,169	別途積立金	5,259,800
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,617,380</b>	繰越利益剰余金	973,975
投資有価証券	19,022	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>3,059</b>
関係会社株式	1,540,025	その他有価証券評価差額金	3,059
関係会社出資金	1,550,685		
長期前払費用	6,886	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,150,117</b>
前払年金費用	115,086	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>15,633,503</b>
繰延税金資産	369,756		
その他	15,915		
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,633,503</b>		

## 損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,399,331
売上原価	5,370,375
売上総利益	5,028,956
販売費及び一般管理費	2,581,840
営業利益	2,447,115
営業外収益	
受取利息	1,045
受取配当金	1,630,841
受取賃貸料	6,633
その他	8,317
営業外費用	
為替差損	969
固定資産除却損	1,022
関係会社清算損	2,158
その他	1
経常利益	4,089,802
税引前当期純利益	4,089,802
法人税、住民税及び事業税	826,290
法人税等調整額	441
当期純利益	3,263,070

株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日  
2023年3月31日 )

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金							
				研究開発 積立金	海外投資 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,606,113	3,626,860	74,310	200,000	406,000	5,259,800	△ 243,095	5,697,014	10,929,987	2,436	10,932,424
当期変動額											
剰余金の配当							△ 2,046,000	△ 2,046,000	△ 2,046,000		△ 2,046,000
当期純利益							3,263,070	3,263,070	3,263,070		3,263,070
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										622	622
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,217,070	1,217,070	1,217,070	622	1,217,693
当期末残高	1,606,113	3,626,860	74,310	200,000	406,000	5,259,800	973,975	6,914,085	12,147,058	3,059	12,150,117

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |           |      |             |
|-----------|------|-------------|
| 子会社株式     | ………… | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券   |      |             |
| 市場価格のないもの | ………… | 移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- |          |      |                      |
|----------|------|----------------------|
| 製 品      | ………… | 標準品は総平均法、特注品は個別法     |
| 仕 掛 品    | ………… | 個別法                  |
| 原材料及び貯蔵品 | ………… | 原材料は総平均法、貯蔵品は最終仕入原価法 |
- (3) 固定資産の減価償却方法
- |        |      |  |
|--------|------|--|
| 有形固定資産 | ………… | リース資産を除く有形固定資産<br>定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。           |
|        |      | 建物 3年～39年  |
|        |      | 構築物 7年～26年   |
|        |      | 機械及び装置 6年～11年  |
|        |      | 車両運搬具 4年   |
|        |      | 工具、器具及び備品 2年～15年   |
|        |      | リース資産  |
|        |      | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| 無形固定資産 | ………… | ソフトウェア<br>ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。     |
|        |      | その他<br>定額法によっております。  |
| 長期前払費用 | ………… | 均等償却をしております。   |
- (4) 引当金の計上基準
- |           |      |  |
|-----------|------|--|
| 貸倒引当金     | ………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  |
| 製品保証引当金   | ………… | 製品販売後のアフターサービス費の発生に備えるため、売上高に対する過去の経験率により算定した額を計上しております。   |
| 賞与引当金     | ………… | 従業員の賞与支給に備えるため、主として支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。  |
| 退職給付引当金   | ………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。<br>なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務（未認識数理計算上の差異等を除く）を超過する場合には、前払年金費用として計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | ………… | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度要支給額を計上しております。  |

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記)に記載のとおりです。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	……………	原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。
ヘッジ手段		為替予約
ヘッジ対象		外貨建債権債務、外貨建予定取引
ヘッジ方針		デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジの有効性の評価方法		外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを確認しており、またヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。 ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①レーザー溶接機、レーザー加工機及びシステム品（輸出除く）

主に上記溶接機及び加工機の売上から得られる収入であり、当社は取引基本契約、個別の売買契約書、注文書等に基づき、顧客に対して顧客の要求する仕様に合致する製品を提供する義務を負っています。当該製品の履行義務は、顧客の要求する仕様に合致すると顧客が判断した際（受入検査合格）の一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

なお、この対価の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

②抵抗溶接機（輸出除く）

主に抵抗溶接機の売上から得られる収入であり、当社は取引基本契約、個別の売買契約書、注文書等に基づき、顧客に製品を提供する義務を負っています。当該製品の履行義務は、顧客に製品を出荷した一時点において充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

なお、この対価の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

③輸出売上

主に溶接機、レーザー加工機の海外向け売上から得られる収入であり、当社は取引基本契約、個別の売買契約書、注文書等に基づき、顧客に製品を提供する義務を負っています。当該製品の履行義務は、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、この対価の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当社は、計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の数値と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

継続的なエネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱による部材不足の影響などから、先行き不透明感による設備投資マインドの低下による景気減速が懸念されます。しかし、製造業全般において、地政学リスクに対するサプライチェーン再構築や社会課題などへの対応を背景に生産性向上、自動化に関する設備投資需要が底堅く推移し、来期以降の当社の業績も順調に推移すると仮定しております。

この一定の仮定のもと、当事業年度の計算書類における会計上の見積りに影響を与えると想定される繰延税金資産の回収可能性等について評価を実施し、この結果、当事業年度の計算書類における影響額が僅少であると判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 当事業年度において計上した金額

繰延税金資産 369,756 千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、将来の収益性に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性等を満たしているかにより、繰延税金資産の回収可能性の判断をしています。将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、翌期以降の利益計画を基礎として、一時差異等の解消見込年度の課税所得を見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有する将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。



(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,217,346 千円
短期金銭債務	503,029 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,953,756 千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

売上高	4,253,570 千円
仕入高	1,236,374 千円
営業費用	497,449 千円
営業取引以外の取引高	1,629,301 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
A 種種類株式	10	—	—	10

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	A種種類 株式	利益 剰余金	2,046,000	204,600	2022年3月31日	2022年6月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	A種種類 株式	利益 剰余金	2,587,000	258,700	2023年3月31日	2023年6月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動における資金需要に基づき、親会社である株式会社アマダが運用するキャッシュ・マネジメント・システムの活用や取引銀行2行と当座借越契約を締結し資金調達を行っております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに利用し、投機目的及びトレーディング目的での取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。外貨建営業債権が外貨建営業債務の残高を上回るものについて為替予約を利用してリスクヘッジする場合があります。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であります。株式については出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。これらについては定期的に発行体（取引先企業）の財政状態を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、その殆どが6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部は原材料等輸入に伴う外貨建のもので、為替の変動リスクに晒されております。外貨建営業債務が外貨建営業債権の残高を上回るものについて為替予約を利用してヘッジする場合があります。

借入金による債務は、短期運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としており、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。金利変動については、毎月金利の状況を把握し、継続的に資金調達状況の見直しをしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することで当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、関係会社預け金、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	81,894 千円
製品保証引当金	28,415 千円
棚卸資産評価損	157,214 千円
未払事業税	33,331 千円
ソフトウェア	79,096 千円
関係会社株式等評価損	4,544 千円
役員退職慰労金	8,353 千円
その他	25,436 千円
繰延税金資産小計	418,286 千円
評価性引当額	△12,129 千円
繰延税金資産合計	406,157 千円

繰延税金負債

前払年金費用	△35,051 千円
その他有価証券評価差額金	△1,348 千円
繰延税金負債合計	△36,400 千円
繰延税金資産の純額	369,756 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引 の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 アマダ	神奈川県 伊勢原市	54,768,247	グループ事業の統括・ 企画・管理、 金属加工 機械器具等 の販売、修 理、保守、 点検、検査	(被所有) 直接100.0	資金の 貸借	CMS預 け金 (注1)	—	関係会社 預け金	3,059,046
						当社の 販売先	製品の 販売 (注2)	826,639	売掛金	54,975
						経営指 導	経営管 理料	276,000	未払金	25,300

上記金額のうち、取引金額及び関係会社預け金の期末残高には消費税が含まれておらず、売掛金、未払金期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)CMS預け金は、親会社とのキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、

取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注2)製品の取引条件は、両者協議のうえ、市場価格を勘案して、仕切価格を決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引 の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アマダワールドテック アメリカ	米国 カリフォルニア 州	452	産業用電気 機器製造販 売サービス	(所有) 直接100.0	当社の 販売先 仕入先	製品の 販売 (注2)	633,100	売掛金	193,634
							製品 仕入等	295,856	買掛金	92,115
	アマダワールドテック コーリア	大韓民 国 京畿道 華城市	344,376	産業用電気 機器製造販 売サービス	(所有) 直接100.0	当社の 販売先	製品の 販売 (注2)	340,522	売掛金	28,131
	天田焊接技術(上海) 有限公司	中国 上海市	40,155	産業用電気 機器製造販 売サービス	(所有) 直接100.0	当社の 販売先	製品の 販売 (注2)	1,074,741	売掛金	333,165
	天田焊接技術香港 有限公司	中国 香港特 別行政 区	1,379	産業用電気 機器販売サ ービス	(所有) 間接100.0	当社の 販売先	製品の 販売 (注2)	835,043	売掛金	242,663
天田焊接製造(上海) 有限公司	中国 上海市	482,391	産業用電気 機器製造販 売サービス	(所有) 直接100.0	当社の 製品製 造元	製品 仕入等	1,408,366	買掛金	325,073	
						原材 料の 有償 支給	574,349	未収入金	134,522	

上記金額には消費税が含まれておりません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引 の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	アマダ タイランド	タイ国 サムットブ ラカーン県	1,423,097	金属加工機 械器具等の 販売、修理	なし	当社の 販売先	製品の 販売 (注2)	392,330	売掛金	77,544

上記金額には消費税が含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |     |            |                    |
|-----|------------|--------------------|
| (1) | 1株当たり純資産額  | 1,215,011,732円 90銭 |
| (2) | 1株当たり当期純利益 | 326,307,038円 70銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

※なお、この計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

附 属 明 細 書  
〈会社法第435条第2項に基づく〉

第 52 期

2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで

株式会社アマダウエルドテック

代表取締役社長 辻岡寿康



会社法第435条第2項に定める附属明細書は以下のとおりです。

2023年5月25日

株式会社アマダウエルドテック

代表取締役会長 岡 本 満 夫

代表取締役社長 辻 岡 寿 康

# 目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	2



1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有固定資産	建物	381,915	7,589	-	39,714	349,790	1,768,726	2,118,517
	構築物	13,939	380	-	1,334	12,984	129,436	142,420
	機械及び装置	10,954	-	0	3,636	7,317	40,170	47,488
	車両運搬具	263	-	-	70	192	3,493	3,686
	工具、器具及び備品	337,725	99,749	872	110,702	325,898	2,011,928	2,337,827
	土地	780,325	-	-	-	780,325	-	780,325
	建設仮勘定	8,872	118,194	108,080	-	18,986	-	18,986
	計	1,533,996	225,913	108,952	155,458	1,495,497	3,953,756	5,449,254
無固定資産	借地権	130,712	-	-	-	130,712	-	130,712
	ソフトウェア	56,504	19,075	-	31,161	44,419	447,366	491,786
	その他	7,596	38,649	19,075	-	27,169	4,988	32,157
	計	194,813	57,724	19,075	31,161	202,301	452,355	654,656

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	チラークーラー	14,682 千円
工具、器具及び備品	測定機器	13,029 千円
工具、器具及び備品	保守機	17,656 千円

当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	チラークーラー	791 千円
-----------	---------	--------

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	千円	千円	千円	千円
貸倒引当金	6,051	639	-	6,690
製品保証引当金	89,135	41,189	37,464	92,860
賞与引当金	212,932	231,722	212,932	231,722
退職給付引当金	△ 77,528	-	37,558	△ 115,086
役員退職慰労引当金	36,368	4,008	13,076	27,300

(注) 退職給付引当金は、貸借対照表の「投資その他の資産」に「前払年金費用」として表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額	摘要
	千円	
広告宣伝費	34,801	
発送費	116,892	
製品修理費	1,915	
経営管理料	276,000	
支払ロイヤリティー	167,943	
役員報酬	26,400	
給料	529,474	
雑給	10,013	
賞与	124,087	
賞与引当金繰入額	109,062	
役員退職慰労引当金繰入額	4,008	
退職給付費用	22,781	
法定福利費	135,950	
厚生費	24,416	
減価償却費	101,409	
租税公課	80,236	
賃借料	68,051	
水道光熱費	14,242	
旅費	10,738	
保険料	7,555	
通信費	18,435	
事務用消耗品費	1,306	
消耗品費	13,087	

科目	金額	摘要
	千円	
車両関係費	37,633	
研究開発費	408,938	
交際費	710	
会議費	231	
人事採用費	6,109	
教育費	2,531	
修繕費	68,166	
新聞図書費	1,479	
支払手数料	38,665	
業務委託費	18,527	
顧問料	1,900	
会費	1,228	
特許費	12,488	
貸倒引当金繰入額	639	
製品保証引当金繰入額	41,189	
雑費	42,591	
合計	2,581,840	

## 監 査 報 告 書

私、監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月10日

株式会社アマダウエルドテック

監査役 三輪 和彦 

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

株式会社アマダウエルドテック

代表取締役社長 辻 岡 寿 康 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 海 林 雅 人指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 賀 祐 一 郎

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマダウエルドテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上